

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公表番号】特表2012-529487(P2012-529487A)

【公表日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-049

【出願番号】特願2012-514552(P2012-514552)

【国際特許分類】

A 6 1 K 36/73 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/78 H

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/16

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月7日(2013.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

哺乳類対象の変性神経疾患又は状態を予防又は治療するための薬剤の調製における、ダイコンソウの有機抽出物の使用。

【請求項2】

前記変性神経疾患又は状態が、虚血性脳卒中、アルツハイマー病、血管性認知症、軽度認知機能障害(MCI)、慢性脳虚血、及びパーキンソン病から成る群より選択される、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

ダイコンソウの前記有機抽出物が、ダイコンソウの前記抽出物が投与されなかった対照に比較して、虚血性脳卒中を有する対象において脳血液かん流又は神経再生を向上させる、請求項1又は2に記載の使用。

【請求項4】

ダイコンソウの前記抽出物は、虚血脳の血管新生を誘発し、それによって血液かん流を向上させる、請求項1~3のいずれか1項に記載の使用。

【請求項5】

ダイコンソウの前記抽出物が、1日につき対象の体重1キログラムあたり、約0.001mg~約10gの範囲の量で投与されるように配合される、請求項1~4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項6】

ダイコンソウの前記抽出物が、薬学的に許容される担体を含む服用量単位形態で投与されるように配合される、請求項1~5のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 7】**

ダイコンソウの前記抽出物が、神経再生を刺激する、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 8】**

ダイコンソウの前記抽出物が、ダイコンソウの前記抽出物が投与されなかった対照に比較して、脳虚血梗塞領域の大きさを減少させる、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 9】**

ダイコンソウの前記抽出物が、経口投与されるように配合される、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 10】**

ダイコンソウの前記抽出物が、皮下注射、筋肉内注射、又は静脈内注入によって投与されるように配合される、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 11】**

前記抽出物が、ダイコンソウの低級アルキルアルコール抽出物である、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 12】**

前記低級アルキルアルコールが、1 ~ 6 個の炭素原子を有する、請求項 11 に記載の使用。

**【請求項 13】**

前記低級アルキルアルコールが、エタノールである、請求項 11 に記載の使用。

**【請求項 14】**

前記対象が、ヒトである、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 15】**

ダイコンソウの有機抽出物と、薬学的に許容される担体とを含む、哺乳類対象において変性神経疾患又は状態を治療するための薬学的組成物。